

城野静軒書「龍驤丸」について

木山 貴満

はじめに

城野静軒筆の書「龍驤丸」は、一般財団法人 熊本城顕彰会の所蔵品で、熊本博物館（以下、当館）へと寄託されている資料である。縦一七〇cm、横一六〇cmという比較的大型の額装資料で、熊本城天守閣内展示室への入り口（小天守一階階段裏）に、長年にわたって展示されていた¹。周知の通り、平成二十八年（二〇一六）熊本地震によって天守閣²は屋根瓦や土台石垣などに大きなダメージを受けてしまったが、当該作品は小天守階段周りの壁にしっかりと固定されていたため、幸いにも落下被害などに見舞われることはなかった。

平成二十九年（二〇一七）、復旧工事が進められていた天守閣から、当該資料を撤収。作品法量・重量ともに大きかったため、搬出にあたってはクレーン車を使用した。その後は他の熊本城顕彰会寄託資料とともに、熊本博物館において保管している。

当館では熊本地震から五年が経過するのを一つの節目として、企画展「震災をふりかえる 大地とモノが語る熊本地震」を、令和三年（二〇二一）三月二〇日から同年五月九日までを会期として開催した。当該資料も天守閣からの資料撤収を物語る資料の一つとして、当該企画展に出品。出品準備のための資料調査として、城野静軒書「龍驤丸」に記されている詞書の翻刻を行った。長年にわたって天守閣に展示されてきた当該資料だが、管見の限りこの詞書について

は未だ紹介がない。肥後藩³が幕末維新期に購入した軍艦・龍驤は、肥後への廻航後すぐに明治新政府へと献上されたため、この静軒の書跡は数少ない関係資料の一つとして位置づけられる。本稿は当該詞書の翻刻により、城野静軒が書跡「龍驤丸」を作成するにいたった経緯について明らかにし、肥後藩軍艦龍驤の建造にまつわる一挿話を紹介するものである。

書家・城野静軒について

まず、当該作品を揮毫した城野静軒について、『肥後先哲遺蹟後編』⁴の記述を参照しておきたい。

城野静軒

名は充通、字は礼卿、通称弥三次、静軒と号す、菊池の人、書法に精し、初雪山を学ひ、中比微明を喜ひ、終右軍に刻苦す、留守居中小姓に擢んてらる、明治六年八月二日没す、年七十四、菊池郡限府西照寺に葬る

同書所収の静軒墓碑銘（木下真弘⁵による撰文）などによると、静軒は享和元年（一八〇二）に生まれ、文化十二年（一八一五）には父の寸志により諸役人段に召し出され、名を弥三次と改めた（本稿では便宜上、静軒で表記統一）。静軒は幼年より学問を好み、特に書法を善くしたという。初めは北島雪山（近世初期、細川氏に仕えた書家・陽明学者）の書法を学び、長じて文微明（明代中期の文人）、さ

らに壮年期以降は王羲之（東晋の書家）の書法に学んだ。家業は商家だったが、商売は家人に任せ、静軒自身は書に打ち込んだとされる。静軒は義侠心に富んだ人物だったようで、隣村などに窮乏する者があれば、これを援助したという。静軒は特に武芸も好んだことで知られて、余暇の折には揮毫の他にも武技を子弟や同郷の人びとに授けた。晩年にはその技量が藩政府に褒賞されるところとなり、御留守居御中小姓列に抜擢されている。

静軒は多くの書跡・著書を遺したとされるが、その全貌は現在明らかでない。菊池出身の文人としてその名はかねてより知られているものの、未だ研究・検証の余地が多い人物だといえるだろう。

なお、当館には静軒が三〇年近くに亘って記した日記「静軒日録」のほか、書跡・書状など城野静軒関係資料が多数寄贈されていることを付記しておく。

軍艦「龍驤」について

次に、肥後藩が購入した軍艦「龍驤」の概要について、『新熊本市史』¹⁰などの成果をもとにまとめておく。

「龍驤」は慶応二年（一八六六）に長崎のグラバー商会を通じて英国へ発注・新造された、木製鉄帯・内輪式・排水量二、五〇〇トン超のコルベット艦である。「龍驤」製造交渉には軍艦総奉行という役職の溝口貞幹（家老溝口孤雲の長男）があたり、大田黒権作がこれを補助した。発注にあたっては二十七万両（三十六万ドル）もの巨費が投

じられたとされ¹¹、その費用捻出・支払いに肥後藩は苦慮することとなる。

維新変動の影響により、建造工事は一時中断。竣工が遅れたため、肥後藩への引き渡しは明治三年（一八七〇）一月となった。長崎へと廻航した同艦に肥後藩乗組員が乗艦し、翌月には試運転を挙行する。同年三月二十一日には長崎を発して熊本へ向かい、小島沖に投錨した。しかし、早くも四月一日には明治新政府への「献納」のため、護久（当時の藩知事細川韶邦の弟）が乗艦のうえ、再度長崎へ赴いている。このため、「肥後藩購入の軍艦」として龍驤が肥後に滞在したのは、極めて僅かな期間であった。

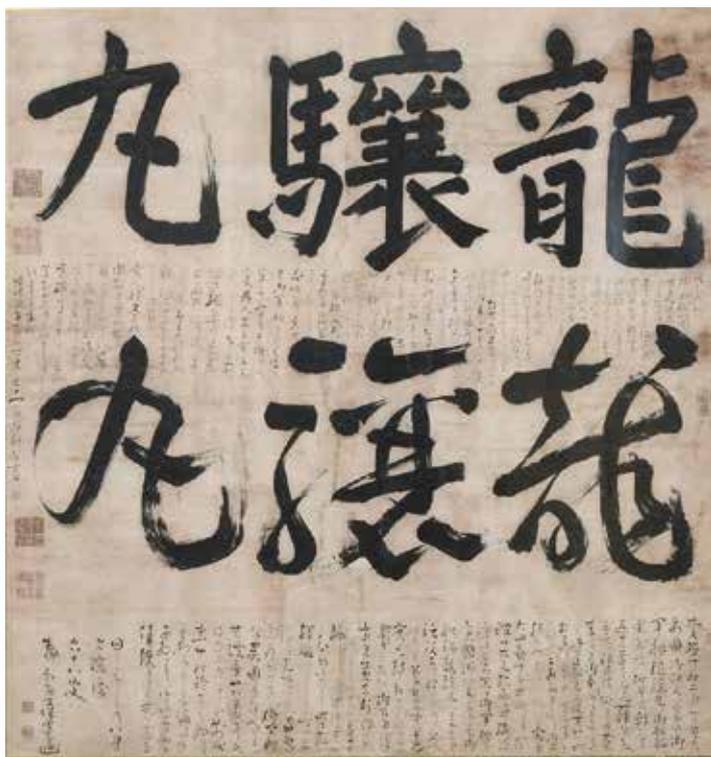
四月十二日には藩知事韶邦の名で「当藩は維新後何らの功績もなく、誠に恐れ多いことです。せめて海軍発展の一端を担い、皇室の不足を補いたい」との理由により、政府への献納を願い出た¹²。その後、兵部省からの肥後藩乗組員「御雇」の口達を経て、五月八日には献納手続きを終えている。献納時の乗組将校は、館長牛島五一郎、副長緒方十右衛門、航海長成松明賢、機関長竹内才記¹³などであった。

献納された龍驤は明治天皇の「御召艦」となり、明治五年（一八七二）に行われた西国巡幸の際には同艦が使用されている。また、明治十年（一八七七）の西南戦争時には海軍所轄の主力艦として使用され、熊本沖で薩軍の軍船を破壊する働きを見せた¹⁴。一方で、河内村沿岸への火箭攻撃にもこの龍驤が用いられており、もともとの発注主であった熊本の地にとってはやや皮肉めいた結果ともなった。

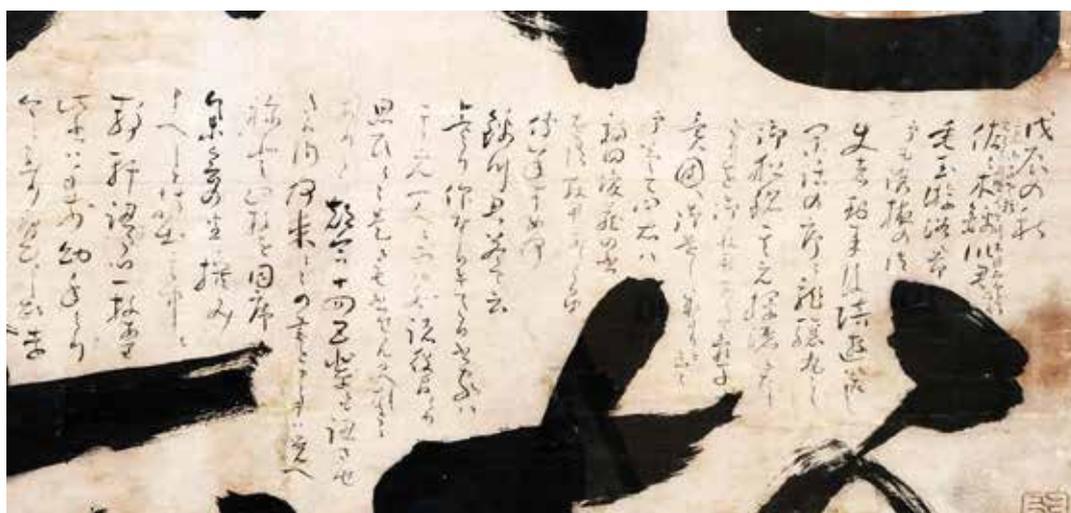
城野静軒書「龍驤」翻刻

前節で記した通り、龍驤は慶応二年にグラバー商会を通じて英国へ発注された。本稿で主題とする城野静軒書蹟「龍驤」は、肥後藩の発注後に記されたものである。当該資料の全容については【全体図】をご参照いただきたい。

真・草二流（楷書・草書）の筆で「龍驤丸」を上下二段に大書し、その余白に詞書上下二篇を細筆で書き込む。詞書部分については【上段①～④】・【下段①～③】を掲げておく。



【全体図】



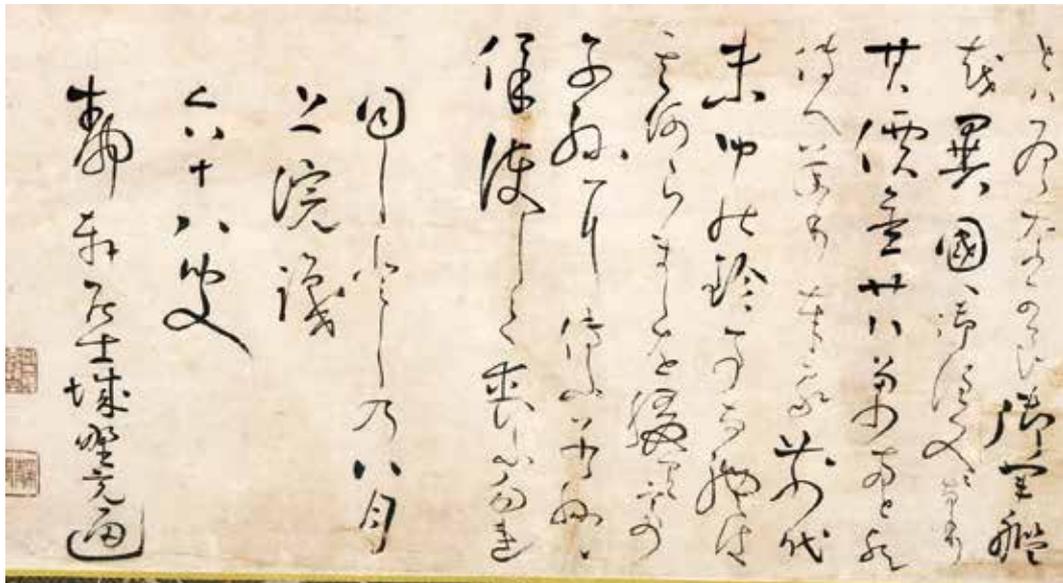
【上段①】

今、予、
 加り、
 大、
 改、
 之、
 公、
 女、
 才、
 入、
 省、
 小、
 歎、
 人、
 形、

【上段②】

歎、
 人、
 形、
 予、
 才、
 入、
 省、
 小、
 歎、
 人、
 形、
 明、

【上段③】



【下段③】

詞書の翻刻文は左の通りである。

※ 翻刻文については句読点を付し、判読の便宜上、原文改行を省略した。ただし、改行箇所は「/」を用いて示した。「」は割注書、() は原文摩耗により判読困難箇所を示し、前後文脈から推測される字句を () 内に記した。

【詞書上段】

戊辰の秋、佐々木鯨川君、「三家御家老職元有吉将監君、今佐々木與太郎君と改らる」、毛国游洛之節、予も誘掖之御、使者到来後、陪遊いたし、閑話の序ニ龍驤丸之御船銘、其元揮灑いたし、たるを御取用ありて、最早、異国へ御遣しニ成たりと云々、予答て曰、右ハ、福田俊蔵の書、を御取用ありたる由、伝承す、如何、鯨川君答て云、上より仰なられたる書家ハ、其元一人ニ而候処、諸役問より、思ひ、是ニも書せ見るへしなど、ありて、都合十四五輩ニも認させ、たる内、何某々の書と申事ハ覚へ、ねと、四枚を同席、集会の坐ニ撰み、申へしと持出、其中ニ、静軒認たる一枚あり、此にハ、手前幼年より、今ニ至り習ひし故、遠慮すへし、其撰ニハ、加ハリ難しと云々、左やふならハ、入札、ならハ、憚る事もなか、るへしと、既ニ入札ニ、其元の書を撰出、せりと初て其事、分明いたし、愈冬、其御軍艦成就、長崎へ、来着、当春長洲沖へ、入来、或ル人両三輩、拜見、いたしたる譚ニ、丸と云字ハ、省き、龍驤乃二字草禮、

等敷大ニ作り授たるにて／もあるを、唐字模様の欵ニ似て字の形のやふにハ見へ／かたしと伝承す／、異人横文字の／彫刻にて定而彫／崩たるなるへし、後悔／すとも何そ及ん、後の人／予か書と／云触さん事／遺憾の事なり、予か字様／承知のため、其内事をこゝに記すと爾理

明治庚午十月廿一日書

七十一翁 静軒居士」

【詞書下段】

慶応丁卯二月廿日英吉／利国ニ御注文ニ相成候御／軍艦龍驤丸と御船銘／彫刻被仰付候間、雛形之／通真草壹枚宛蘇帑一枚ニ／至急ニ認方被仰付候条、尤出／来之上御奉行所へ差出へき／と御達到来之後、真艸四／枚を揮ひ、其中少し優れたる／とおもふ二枚を差出し、御取／捨如何分りかねしに実は／右田喜十郎出府ありし折／、溝口大夫孤雲君議候御／譚のうち、先日御軍艦を／異国へ御注文ニ成り、其御／船銘龍驤丸の三字を／諸役間より思ひ／々若人ニ／認めさせ差出たる中ニ、其元／実兄静軒したためたる／一枚を御取用ありて／最早英吉利国へ御遣ニ／（なり）たるとの事を喜十郎／歸りて物語り、はしめ／て分明

いたし、此二枚ハ／揮灑いたしたる時の草／稿を見出せしゆへ、時勢／とハゝゝなから御軍艦／を異国へ御注文ニなり／其価金廿八万兩と歟／伝へ承り奉る、前代／未聞の珍事なれば／其あらましを語りて／子孫に伝ふ、子孫／保護して喪ふ勿れ

同しとしの八月

上流議

六十八叟

静軒居士城野充迪

詞書上下段の奥書を一見すると、下段の詞書が当該資料本文「龍驤丸」の揮毫に際して当初記されたものと見受けられる。そして、上段の詞書は明治三年（一八七〇）、龍驤艦が熊本藩へと引き渡された後に書き加えられたものとなる。しかし、当該資料の作成過程は、やや複雑である。ともあれ、日付の順を追ってまずは【詞書下段】からその内容を見てみよう。

「慶応丁卯二月廿日」¹⁵、イギリス国へ注文された軍艦の艦名「龍驤丸」が彫刻されることとなり、雛形に合わせて「真草」（楷書体と草書体）一枚ずつ揮毫することが令された。完成したものは御奉行所へ提出するように、との御達をうけ、静軒は四枚を揮毫する。そのなかから優れた二枚を提出したが、その採否についてはその後何も知らされなかった。

静軒の弟・右田喜十郎¹⁶が熊本へ出た折、家老溝口孤雲との会談のなかで、「先日異国へ注文となった御軍艦船銘「龍驤丸」の三字について、諸役間の若い人々が揮毫して提出したが、そなたの実兄・静軒が認めた一枚が採用されて、すでにイギリス国へお送りになられた」という旨が語られた。

喜十郎が帰ってこれを伝えたことで、静軒は自身の書が採用されたことを初めて知る事となった。軍艦をイギリス国という「異国」へご注文となったこと、その価格が二十七〜八万両という莫大なものとなったことから、静軒はこの一件を「前代未聞の珍事」と評している。恐らく静軒の書が船銘に選出された嬉しさや誇らしさも、この「珍事」という一語の中に表れされているものだろう。静軒はこうした経緯をこの【詞書下段】としてまとめ、子孫に対しては「(この経緯を)守り伝えて失うことがないように」と戒めている。奥書が記すところでは、以上の経緯を認めたのが静軒六十八歳の年となっている。

次に【詞書上段】の内容を見てみよう。

「戊辰の秋」(明治元年)、佐々木鯨川(与太郎。旧名有吉将監¹⁷。以下、本稿では鯨川と表記)が「毛国」(下総国カ)へ出かける際¹⁸、静軒にも同行を誘う使者が到来し、静軒は鯨川と対面した。話のついでに鯨川からは「龍驤丸の船銘はそなたが揮毫したものが採用となり、すでに異国へ送られた」云々と告げられた。

静軒はこれに対し、「福田俊蔵(筆者注・詳細不明)の書が採用さ

れたと伝え聞くが、どうなのか」と鯨川へ尋ねている。【詞書下段】で見た通り、すでに静軒書が採用された旨を静軒は知っていたはずだが、当時の噂としてこのような話があったのかもしれない。

鯨川は「上様から仰せつけられた書家はそなた一人だったが、諸役間からは思い思いに「この人にも書かせて見せるべし」などと、都合十四〜五人にも揮毫させた」と答えている。さらに、鯨川は「誰々の書であったかまでは覚えていないが、四枚を同席(家老衆カ)集会で選ぶべしと持ち出した。その中に静軒が認めたものが一枚あり、これ(静軒)には私(鯨川)が幼いころから筆を学んでおり、(依怙)臆があってはいけないので」選出は遠慮します云々と述べたのであった。入札であれば遠慮することもないだろう、との運びになったが、結局のところ静軒の書が選ばれることとなった。【詞書下段】は溝口孤雲から右田喜十郎への伝聞情報であったが、【上段】は静軒が家老(鯨川)から直接聞いた情報である。静軒の書が選出されるに至った経緯について、さらに詳細な情報を補完している。

冬(明治二年末〜翌三年頭)に軍艦が竣工し、長崎へと廻航された。「当春」(明治三年三月)、熊本・長洲沖へ軍艦がやってきたところを、見に行った者が二、三人いた。彼らの話によると、「龍驤丸」の「丸」一字は省略され、「龍驤」の二字も唐文字の「欽」に似たようなものに見えたということであった。詰まるところ、「文字の形のように見えなかった」という散々な出来栄であったのである。静軒の想像するところでは、横文字の彫刻しか経験したことのない「異人」(イギリスの船大工たち)が、静軒書「龍驤丸」の三文字を彫り

損ねたのであった。龍驤の引き渡し時、この他にも当該期における外国発注ならではのエピソード¹⁹が伝わっており、静軒の想像は恐らく真実に近いものだろう。

静軒は「後悔してもどうしようもない。後世の人が（龍驤艦に付けられた船銘を見て）「あれが静軒の書だ」と言いふらすのは、遺憾である」と、その苦々しい心情を吐露している。「予が字様」、つまり本当の静軒の書跡、筆の運びを世人に知らしめるため、書「龍驤丸」揮毫に至った内情を【詞書上段】として記したのであった。

以上のことから、本文（楷書・草書二流の書跡「龍驤丸」）及び【詞書上段】が「明治庚午十月廿一日」、当時七十一歳の静軒によって記されたものと見られる。

つまり、先に見た【詞書下段】は、もともと慶応三年時点において何らか別の資料として作成されたものだった可能性が高い。静軒が当該書跡「龍驤丸」及び【詞書上段】を作成した際（明治三年十月）に、揮毫に至る経緯をまとめたものとして、【詞書下段】を再録したものと考えられる。

おわりに

以上、本稿では城野静軒書「龍驤丸」詞書翻刻を中心に、その内容に注目した。これにより、静軒による当該資料制作の動機・経緯を明らかにすることができた。

幕末維新期の肥後藩が大金を叩いて発注・新造することとなった軍艦「龍驤」の船銘は、家老たちの入札なども経て、城野静軒の書が

選ばれることとなった。選ばれた当初は誇らしく子孫たちに「このことを忘れてはいけない」と記した静軒だったが、出来上がった船銘は静軒の筆法に似ても似つかないものであったことが明らかとなる。悔やんでも悔やみきれない静軒は改めて楷書・草書の二流で「龍驤丸」を大書し、【詞書上段】を記した。さらには慶応三年に記していた【詞書下段】も再録し、世人に静軒の「字様」、文字の書きぶりを伝えるため、制作されたのが当該資料であった。

残念ながら龍驤の船銘は現存せず、艦首・艦尾の装飾が部分的に残るのみ²⁰である。肥後藩は本来の発注者ではあるものの、引き渡し後すぐに明治新政府へと献上されたこともあって、肥後藩と龍驤艦との間にまつわるエピソードは数少ない。こうしたなか、静軒が当該資料に記した詞書は、龍驤艦の竣工・引き渡しにまつわる興味深い一挿話であるといえるだろう。

- 1 館内に残る記録が乏しいため、残念ながらいつごろから当該作品が天守閣に展示されるようになったのか明らかでない。
- 2 以下、本稿中の「天守閣」は熊本城天守閣を指す。
- 3 明治二年（一八六九）一月二十日の版籍奉還により、「熊本藩」が正式名称となるが、本稿では便宜上「肥後藩」で表記を統一する。
- 4 武藤巖男『肥後先哲遺蹟後編』（肥後先哲遺蹟後編刊行会、一九二八年。以下、『先哲遺蹟』）。引用にあたっては旧字を当用字体へと改めた。
- 5 木下真弘は静軒と生涯に渡って親交を結んだ木下韡村の弟であり、静軒の娘婿にあたる。
- 6 静軒は郷人とともに組合を立てて、「節倉」という制度を設置。組合員で儉約に励んで貯蓄を行い、組合員の災難時や、飢饉の際に生じた窮民援助に用立てたとされる（『菊池市史 下巻』、一九八六年、二九一頁）。
- 7 小橋元秀撰文（前掲『先哲遺蹟』所収）によると、太田流砲術、雲弘流剣術、汲心流体術、関口流居合、竹林流射術、宝蔵院流槍術を学び、その何れも皆伝を得たとされる。
- 8 前掲『菊池市史 下巻』では静軒著書として「草露貫珠拾遺十八冊」「草露貫珠変体二十一冊」（草書の研究書）、「松囃子由来記」写などの書目あげられ、「論語」十巻模写が越前藩主・松平春嶽に賞美された挿話を引いている。ただし、静軒は多筆であったよう

- で、本文と重複するが著作はこの他にも多く存在するとみられる。
- 9 当館への受け入れ後、部分的には整理が行われているものの、その全貌は未だ明らかでない。静軒研究には欠くべからざる資料群であるため、可能な限り早期の資料整理を期したい。
- 10 『新熊本市史 通史編 第五巻 近代Ⅰ』（熊本市、二〇〇一年）
- 11 「蒸気船御買入一件」（公益財団法人 永青文庫蔵、熊本大学付属図書館寄託）
- 12 「明治三年公文類纂卷之十」防衛研究所図書館蔵（『新熊本市史 史料編 第六巻 近代Ⅰ』（熊本市、一九九七年）所収）
- 13 竹内才記は川尻船大工の竹内家の出身。竹内家については熊本博物館資料整理目録『竹内家文書』（熊本博物館、二〇一六年）参照。
- 14 陸上自衛隊第八混成団本部編『新編西南戦史』（一九六三年）、一五頁。
- 15 肥後からイギリスへの発注は、これより前に行われている。慶応二年十二月十八日付で、グラバーが軍艦の仕様等について溝口孤雲へ知らせている。（『改訂肥後藩国事史料 巻七』（侯爵細川家編纂所、一九三二年）二〇九頁）。
- 16 城野静軒の弟。本草学を好み、天保年間には藩命で植物を興して年々米一〇苞を給せられた（角田政治『肥後人名辞書』、一九七三年）。

¹⁷ 有吉将監立愛。明治二年（一八六九）十月に本姓佐々木へ復し、明治三年七月に有吉と改（松本雅明監修『肥後読史総覧 上巻』鶴屋百貨店、一九八三年）。【詞書上段】が記されたとき、すでに有吉姓に戻っていた。

¹⁸ 明治元年（一八六八）八月から十月にかけて、肥後藩は下総・常陸両国鎮撫が命じられ、派兵を行っている（『改訂肥後藩国事史料 卷九』、一九三二年、二九〇・三三四頁）。鯨川の「游洛」はこの派兵に関係する可能性があるが、現時点では詳細不明。

¹⁹ 受注した英国側ではJ・M・ジェームズがサービスの一環として、九曜紋を模したカーペットを特別に縫製し、龍驤艦船室内に用

意した。しかし、受取を担当した溝口孤雲は藩主家紋を踏むことを恐れ、「敷物を上げさせて頂きたい」とこれを拒否。ジョセフ・ヒコの自伝のなかで、「東洋と西洋の見解の相違」の一例として記している。（中川努・山口修訳『アメリカ彦蔵自伝2』（平凡社、一九六四年）

²⁰ 「龍驤艦艦首・艦尾装飾」（一般財団法人 熊本城頭彰会蔵、熊本博物館寄託）。また、このほかに熊本城頭彰会寄託資料として、「龍驤艦彩色画」、「龍驤艦写真（紙焼額装）」があり、個人寄託で「龍驤艦乗組士官制服」がある。